

申請書名：麻薬営業者法人役員変更届

概要	麻薬卸売業者、麻薬小売業者の業務を行う役員が変更となった場合の届出に使用します。
申請書以外に提出する書類	<p>(1) 登記簿謄本又は履歴事項全部証明書 ア 発行後1ヶ月以内のもの。</p> <p>(2) 組織図等変更後の業務を行う役員を示す書類</p> <p>(3) 新たに役員となった者の診断書 ア 診断後1ヶ月以内のもの。</p> <p>※(1)、(3)については、県内で同じ書類（ただし、それぞれ有効期限内であること。）を提出済みであれば、備考欄にその提出した申請等の内容、提出日、提出先を記載すれば省略することができます。</p> <p>「備考欄」に「登記事項証明書（診断書）の原本は〇月〇日〇〇保健所に提出済」と記載してください。</p> <p>※(1)については、役員の退任のみで新任がいない場合は提出を省略することができます。</p>
受付窓口	<p>各総合支庁 保健福祉環境部 保健企画課</p> <p>村山総合支庁（村山保健所） 電話：023-627-1248</p> <p>最上総合支庁（最上保健所） 電話：0233-29-1257</p> <p>置賜総合支庁（置賜保健所） 電話：0238-22-3872</p> <p>庄内総合支庁（庄内保健所） 電話：0235-66-4738</p>
問い合わせ先	同上